

(公の施設の使用)

誓 約 書

三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、三田市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、三田市長が警察署長に下記1及び2（下記1、2及び3）に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を三田市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は三田市教育委員会若しくは三田市民病院事業管理者に提供することについて同意する（指定管理者にあっては三田市長がこの誓約書を提出することを含む。）。

記

- 1 条例第2条第1号で規定する暴力団又は条例第2条第2号で規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 条例第2条第3号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 第三者に使用させようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその使用者としないこと。
- 4 上記1及び2（上記1、2及び3）に違反したときには、許可の取消しその他の三田市長又は指定管理者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

三田市長・指定管理者 様

住 所
(所在地)

氏 名

[法 人 名]
[代 表 者 名]

印

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号） 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (イ) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (イ)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として下請負その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 省略

